

平成 2 7 年度行政事業レビューシート (厚生労働省)											
事業名		子どものための金銭の給付交付金に必要な経費			担当部局庁		厚生労働省雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始年度		昭和 4 6 年度	事業終了 (予定) 年度	平成 2 6 年度	担当課室		総務課		古川 夏樹		
会計区分		年金特別会計子どものための金銭の給付勘定			政策・施策名		VI－3－1 子ども及び子育て家庭を支援すること				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		・児童手当法第18条、第19条 ・児童手当法施行令第5条			関係する計画、 通知等		児童手当法第19条に規定する交付金の取扱いについて (厚生事務次官通知 昭47.1.20厚生省発児第2号)				
主要政策・施策		高齢社会対策、子ども・若者育成支援、少子化社会対策、男女共同参画			主要経費		社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)		別添のとおり。 なお、本事業は平成27年度より内閣府において実施する。 (内閣府作成平成27年度行政事業レビュー「児童手当等交付金に必要な経費」)									
実施方法		負担									
予算額・執行額 (単位:百万円)				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
		予算 の 状 況	当初予算	1,458,515	1,431,099	1,417,776	－	0			
			補正予算	32,829	30,035	－	－				
			前年度から繰越し	－	－	－	－				
			翌年度へ繰越し	－	－	－	－				
			予備費等	－	－	－	－				
			計	1,491,344	1,461,134	1,417,776	0	0			
		執行額		1,491,268	1,452,408	1,407,695					
		執行率 (%)		100%	99%	99%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		定量的な成果目標		成果指標			単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 － 年度
		－		－		成果実績	－	－	－	－	
						目標値	－	－	－	－	
						達成度	%	－	－	－	
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由				定性的な成果目標と24～26年度の達成状況・実績					
		児童手当は、0歳～中学校卒業までの児童を養育する者に対して支給されるものであり、支給対象者に対しては当然支給されることから、目標値の設定はできない。				児童手当の支給により、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 24～26年度において、交付申請を行った全市町村に対し、交付金を交付しており、24年度には10,725,694人、25年度には10,627,625人が受給している(26年度分は精査中)ため、適切に支給できていることから、児童の健やかな成長に資することが出来たと考えている。					
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標		代替指標			単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 － 年度
		児童手当は、0歳～中学校卒業までの児童を養育する者に対して支給されるものであり、支給対象者に対しては当然支給されることから、目標値の設定はできない。		児童手当受給者数		実績	人	10,725,694	10,627,625	精査中	
目標値						－	－	－	－		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		児童手当受給者数			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
						活動実績	人	10,725,694	10,627,625	精査中	
						当初見込み	－	－	－	－	
単位当たりコスト		算出根拠				単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
					単位当たりコスト	－	－	－	－	－	
		本事業は、市町村が児童手当の支給に要する費用の一部を交付するものであり、単位当たりコストの算出にはなじまない。			計算式	/	－	－	－	－	
平成 2 7 ・ 2 8 年度予算内訳 (単位:百万円)	費 目		27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由						
	－		－	－	本事業は、平成27年度より内閣府において実施する。						
計		0	0								

事業所管部局による点検・改善						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。			○	少子化が進展する中で安心して子育てをできる環境を整備することは喫緊の課題であり、子育て家庭は経済面での支援を求める声も強いことから、国民や社会のニーズを反映している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	児童手当法において、国庫負担することが定められていることから、国が実施すべき事業である。（地方自治体、事業主の負担あり）	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。			○	少子化が進展する中で安心して子育てをできる環境を整備することは喫緊の課題であり、子育て家庭からは経済面での支援を求める声も強いこと等から、子ども及び子育て家庭を支援するという明確な政策目的の達成手段として位置づけられ、優先度が高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			-	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。			-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	本事業は、児童手当の国庫負担分を市町村に対して交付するものであり、費目・使途は事業目的に即し真に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			-	-	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか			-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか			×	児童手当は、0歳～中学校卒業までの児童を養育する者に対しては当然支給されることから、目標値の設定はできないが、今後とも適正な執行に努める。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			×	児童手当は、0歳～中学校卒業までの児童を養育する者に対しては当然支給されることから、目標値の設定はできないが、今後とも適正な執行に努める。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	手当が支給対象者に確実に支給されることにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することが見込まれる。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			-	-	
	所管府省・部局名		事業番号	事業名		
	-		-	-		
	-		-	-		
点検・改善結果	点検結果	本事業は市町村が児童手当の支給に要する費用の一部を交付するものである。交付申請を行った全市町村に対し、交付金を交付しており、安定した制度の運用を行っている。				
	改善の方向性	平成27年4月1日より、子ども・子育て関連3法（※）により内閣府に設置された子ども・子育て本部において実施する。（※子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
終了予定	本事業は平成27年度より内閣府に移管されることから、平成26年度をもって終了すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
予定通り終了	当該事業は終了するが、得られた知見は他の事業にも活用する。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	960	平成23年度	896	平成24年度	778	
平成25年度	662	平成26年度	666			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
1, 407, 695百万円

〔 交付申請の内容審査、交付決定 〕

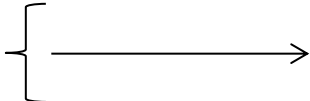


【負担】

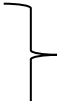
A
指定都市、中核市、市町村
(1,741か所) 1, 407, 695百万円

〔 児童手当の支給 〕

(参考)



対象者を養育
している者



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.横浜市			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
児童手当	子どものための金銭の給付交付金に必要な経費	39,942			
計		39,942	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト
A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	児童手当の支給	39,942	－	－
2	大阪市	児童手当の支給	27,872	－	－
3	名古屋市	児童手当の支給	24,727	－	－
4	札幌市	児童手当の支給	18,753	－	－
5	福岡市	児童手当の支給	17,908	－	－
6	川崎市	児童手当の支給	16,368	－	－
7	神戸市	児童手当の支給	16,359	－	－
8	広島市	児童手当の支給	14,560	－	－
9	京都市	児童手当の支給	14,527	－	－
10	さいたま市	児童手当の支給	14,306	－	－

平成26年度における児童手当制度について

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する						
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額（年収ベース） ・960万円未満				
手当月額	○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円（第3子以降:15,000円） ○中学生 一律10000円 ○所得制限以上 一律5,000円（当分の間の特例給付）	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等				
		実施主体	○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施				
		支払期月	○毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）				
費用負担	○ 児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（1.5/1000）を乗じて得た額。 ※ 事業主拠出金の一部を財源として児童育成事業（放課後児童クラブ等）を実施。						
		被用者		非被用者		公務員	
	0歳～3歳未満	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3		国 2/3 地方 1/3		所属庁 10/10
		児童手当	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3			
3歳～ 中学校修了前	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3		国 2/3 地方 1/3		所属庁 10/10	
	児童手当	国 2/3 地方 1/3		国 2/3 地方 1/3			
財源内訳 (26年度予算額)	〔給付総額〕 2兆366億円（内訳） 国負担分：1兆2,377億円（1兆2,806億円） 地方負担分：6,188億円（7,748億円） 事業主負担分：1,801億円 ※（ ）内の数字は公務員を含む						
その他	○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)						

●児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）附則
（検討）
第2条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。